

岩手県告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 胆沢郡金ヶ崎町西根小竹葉5の1・17の1・74の1・85の1・州水9の1・9の2・17の1・61の1・真析5の1・16の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、州水9の3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。